

実用発電用原子炉施設に係る
施設定期検査に関する運用要領

平成26年2月

原子力規制庁

目次

I	本文書の目的	1
II	施設定期検査	1
1.	施設定期検査の検査項目	1
2.	施設定期検査申請への対応	2
(1)	定期事業者検査要領書の事前確認	2
(2)	施設定期検査進捗管理表の作成	2
(3)	当委員会における施設定期検査実施要領書の策定	2
3.	施設定期検査の実施	3
(1)	施設定期検査の体制	3
(2)	立会・記録確認	3
(3)	検査における気付き事項	3
(4)	施設定期検査成績書の作成	4
(5)	施設定期検査成績書の提出等	4
4.	施設定期検査の終了	4
(1)	施設定期検査終了証の交付	4
5.	施設定期検査に係る定期事業者検査の実績報告	4
(1)	検査実施期間	5
(2)	施設定期検査に係る定期事業者検査実績	5
(3)	施設定期検査期間中に実施した使用前検査対象工事等	5
(4)	施設定期検査成績書における所見及び処置	5
(5)	放射線業務従事者の実績線量	5
6.	施設定期検査の時期	5
7.	施設定期検査の時期変更承認	6
8.	保全計画の適合性の確認	6
添付-1	沸騰水型発電用原子炉施設に係る施設定期検査項目	
添付-2	加圧水型発電用原子炉施設に係る施設定期検査項目	
添付-3	施設定期検査申請書の様式	
添付-4	定期事業者検査要領書確認進捗管理表	
添付-5	定期事業者検査要領書確認コメント表	
添付-6	施設定期検査進捗管理表	
添付-7	施設定期検査実施要領書の様式	

- 添付－8 立会・記録確認における基本的な着眼点
- 添付－9 施設定期検査コメント表
- 添付－10 施設定期検査成績書の様式
- 添付－11 所見記載の考え方
- 添付－12 検査報告書の様式
- 添付－13 施設定期検査終了証の様式
- 添付－14 時期変更の承認書の様式

I 本文書の目的

本文書は、発電用原子炉施設（実用発電用原子炉施設に限る。以下同じ。）に係る施設定期検査の運用方法を規定するものである。なお、関係する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）の規定のガイドは、発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド（原規技発第13061923号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「ガイド」という。）において定めている。

なお、施設定期検査に関する運用方法については、平成25年7月の新規制基準施行後の審査実績及び検査実績の積み重ね等により適宜改善を図るものとし、本要領についても適宜内容の見直しを図るものとする。

II 施設定期検査

施設定期検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の15の規定に基づき、設置者が受検しなければならない検査であり、原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）が、運転が開始された日以降十三月を超えない時期又は施設定期検査が終了した日以降十三月、十八月若しくは二十四月を超えない時期ごとに実施するものである。各発電用原子炉の施設定期検査を受けるべき時期が十三月、十八月又は二十四月を超えない時期のいずれに該当するかについては、施設定期検査申請書の添付書類（規則第46条第2項第3号（保全活動管理指標）、第4号（保守管理の実施に関する計画）及び第5号（定期事業者検査の判定方法）（以下第3号、第4号及び第5号に係る書類を「保全計画」という。））等における確認を踏まえ、規則第48条第1項及び同項の規定に基づき当該号機の判定期間を告示することにより定めることとしている。これらの実施については、規則第45条から第53条までにその詳細が規定されており、以下のとおり、当該各条の運用方法を定める。

1. 施設定期検査の検査項目（規則第47条）

規則第47条において立会い、又は記録確認する事項として掲げられている項目について、添付-1及び添付-2に示す検査項目に従って、法第67条の2第1項に規定する当委員会の原子力施設検査官（以下「検査官」という。）が実施する。

ただし、法第43条の3の9又は第43条の3の10の規定により認可又は届出された工事計画に基づく発電用原子炉施設の改造又は修理が施設定期検査期間中に実施される場合は、当該発電用原子炉施設に係る法第43条の3の11第1項の使用前検査も当該施設定期検査期間中に行われることとなるため、当該発電用原子炉施設が施設定期検査の検査項目となるものである場合は、当該発電用原子炉施設に係る使用前検査結果を施設定期検査に活用できるものとする。

国内外のトラブル事例等から国内のプラントにおける発生が否定できず、類似の部位に対して個別に健全性等を確認する観点から、設置者に対し新たな定期事業者検査を実施するよう当委員会から指示した場合等は、必要に応じ、当該定期事業者検査に係る事項を規則第47条第1項第4号の規定に基づく施設定期検査の検査項目とする。この場合には、あらかじめ対象となる設置者に対して通知することとする。

2. 施設定期検査申請への対応（規則第46条）

規則第46条の規定により同条第1項の施設定期検査申請書（添付-3に示す様式）及び同条第2項の書類又は同条第4項の書類の正本1通の提出を設置者から受けた場合には、次の（3）により施設定期検査実施要領書を定める。

また、当委員会は、施設定期検査申請書の提出を受けた際に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）別表第1（第65条関係）に規定する手数料に係る納入告知書の発行手続きを行い、設置者に手交又は送付する。

（1）定期事業者検査要領書の事前確認

当委員会は設置者から事前に定期事業者検査要領書の提出を求め、定期事業者検査要領書の確認を行う。

定期事業者検査要領書の確認状況を把握するため、添付-4に示す「定期事業者検査要領書確認管理表」を作成し管理する。確認した際の気付き事項（疑問点、質問等）があった場合、添付-5に示す「定期事業者検査要領書確認コメント表」を発行する。

（2）施設定期検査進捗管理表の作成

施設定期検査を的確に実施するため、検査の進捗について管理を行う。施設定期検査を開始する前にあらかじめ検査対象を把握した上で、施設定期検査項目毎の進捗を管理するため、添付-6に示す「施設定期検査進捗管理表」を作成する。

（3）当委員会における施設定期検査実施要領書の策定（規則第51条）

規則第46条第1項の申請書の提出を受けた場合には、添付-1及び添付-2に示す検査について、各施設定期検査を行う前に、対応する施設定期検査実施要領書を策定することとする。同要領書は、設置者の定期事業者検査の計画を参考

にしつつ、各定期事業者検査の実施頻度等の妥当性を確認のうえ、3. に示す内容を踏まえて添付一七に示す様式に従って策定することとする。

3. 施設定期検査の実施（検査の方法等）

検査官は、検査項目とする定期事業者検査に立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより、設置者が適切な定期事業者検査要領書を定め、これに則り定期事業者検査を実施し、規則第56条第2項に規定する判定方法（一定の期間を設定し、その期間において実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法）を行っているか否かを確認するとともに、当該定期事業者検査に係る設備が技術基準に適合することを確認する。

（1）施設定期検査の体制

施設定期検査は、原則として2名以上の検査官で行う。

ただし、やむを得ない事情により2名以上の検査官が確保できない場合は、検査官1名のほか、検査官以外の者1名以上の原子力規制庁職員（環境技官）により、検査チームを編成することとする。また、立ち会う定期事業者検査が同一箇所のみで実施され、かつ、その内容が定型的なものである場合又は定期事業者検査の記録を確認する場合には、1名の検査官で実施することができることとする。

（2）立会・記録確認

検査官は、施設定期検査実施要領書に基づき、発電用原子炉施設等で立会又は記録確認を行う時期及び対象をあらかじめ決定することとする。立会又は記録確認においては、採取されたデータの確認のほか、設置者による当該データの評価及び当該評価に基づく補修等の措置の内容の確認を行う。立会・記録確認における基本的な着眼点については、添付一八に示すとおりである。

検査官が確認する記録には、定期事業者検査の記録のほか、例えば、設置者が保有する定期事業者検査に協力した事業者の記録及び発電用原子炉の運転中に分解点検又は機能試験が行われた予備品を施設定期検査期間中に交換した場合の点検及び保管に係る記録が含まれる。

なお、検査官が技術基準適合性に係る判断を行う際に必要な場合には、原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門のPWR・BWR担当（以下「PWR・BWR担当」という。）の首席原子力専門検査官、統括監視指導官又は上席原子力専門検査官（必要により原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門の検査技術担当を含む。）と相談を行い、必要に応じ、指示を受けることとする。

(3) 検査における気付き事項

立会及び記録確認において気付き事項(疑問点、質問事項等)がある場合は、口頭によりコメントした場合を含め、添付-9に示す「施設定期検査コメント表」に記載する。

(4) 施設定期検査成績書の作成

検査官は、個別の施設定期検査実施要領書に従って、添付-10に示す施設定期検査成績書を作成する。施設定期検査において判明した問題点等については、添付-11に示す考え方を踏まえ、施設定期検査成績書に記載する。

また、当該問題点について検査官が設置者に対し指摘したことを証するため、施設定期検査成績書の所定の欄に、設置者の当該定期事業者検査に係る責任者の役職名の記載、署名及び押印を求めるものとする。

(5) 施設定期検査成績書の提出等

検査官は、施設定期検査を実施し、前述の(4)の施設定期検査成績書を作成した場合には、添付-12に従って検査報告書を作成し、原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門企画調査官(検査技術担当)まで(総合負荷性能検査については安全規制管理官(専門検査担当)まで)供覧し、PWR・BWR担当のプラント担当者に提出する。PWR・BWR担当のプラント担当者は、提出された当該文書を保管することとする。

4. 施設定期検査の終了

当委員会は、添付-1及び添付-2に示す検査項目の検査を実施し、規則第47条に掲げる事項について技術基準を満たすものと判断した場合には、申請のあった施設定期検査を終了することとし、次の(1)に記載するとおり規則第53条第1項に基づき施設定期検査終了証を設置者に交付する。

(1) 施設定期検査終了証の交付

当委員会は、実施した検査結果が、規則第47条第1項第1号から第4号までに掲げる事項について技術基準に適合すると判断した場合には、同項第5号に掲げる事項について施設定期検査を行い、その結果、発電用原子炉施設の総合的な性能に問題がないものと判断した場合には、申請のあった施設定期検査を終了することとし、添付-13の様式の施設定期検査終了証を設置者に交付することとする。

5. 施設定期検査に係る定期事業者検査の実績報告

施設定期検査の申請等において提出された書類は計画であることから、最終的な実績を確認するため、設置者は、施設定期検査の期間において行われた定期事

業者検査の実績に係る下記の項目について、施設定期検査の終了日から原則として一月を超えない期間内に原子力規制庁長官宛て報告する。報告はPWR・BWR担当において受け付け、また、各項目に掲げる事項並びに当初計画及び最終的な実績が当初計画と異なっている場合はその理由も記載することに留意する。

(1) 検査実施期間

施設定期検査開始日、終了日及び並列日に加えて、解列から並列までの延べ日数も併せて記載すること。なお、並列以降施設定期検査終了までにトラブル等により再起動又は再並列が行われた場合は、再並列日も記載すること。また、主要工程表を添付すること。

(2) 施設定期検査に係る定期事業者検査実績

施設定期検査の期間において行われた定期事業者検査の実績を記載すること。

(3) 施設定期検査期間中に実施した使用前検査対象工事等

規則第46条第2項第4号口の規定により、保全計画に記載している補修等や行政指導文書に基づき実施する点検（ガイドにより定期事業者検査の方法として規定しているものは除く。）等の件名及び結果を記載すること。

(4) 施設定期検査成績書における所見及び処置

施設定期検査に際して、検査官からの所見があった検査については、当該所見の内容及び当該所見を受けて実施する事業者の処置を簡潔に記載すること。なお、本報告時点において、必ずしもすべての処置が完了している必要はなく、未処置の場合は状況に即して対応状況が記載されていれば差し支えない。

(5) 放射線業務従事者の実績線量

①放射線業務従事者の実績線量

社員及び社員外に区分のうえ、それぞれ、従事者数（人）、総線量（人・Sv）、平均線量（mSv）及び最大線量（mSv）を記載すること。

②個人最大実績線量が1日当たり1.00(mSv)を超えた作業の実績線量

件名と個人最大実績線量を記載すること。参考として前回定期事業者検査における実績を付記すること。

③総線量の内訳

定期事業者検査における作業又は改良・工事作業毎に線量が大きいものから順に3～5件記載することとし、1（人・Sv）以上のものはすべて記載すること。

6. 施設定期検査の時期（規則第48条）

施設定期検査を受けるべき時期は、施設定期検査における特定重要発電用原子炉施設の確認結果を踏まえ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四

十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示（平成25年原子力規制委員会告示第12号）により定め、周知することとなる。よって、第1回施設定期検査の終了後、又は既に告示している判定期間を変更することとなった場合は、原則として当該判定期間を確認した施設定期検査の終了後一月以内に当該告示の改正を行うこととする。

7. 施設定期検査の時期変更承認（規則第49条）

当委員会は、設置者が法第43条の3の15ただし書の適用を受けて施設定期検査の時期変更の承認を受けようとする場合は、規則第49条第2項に基づき、申請書及び使用の状況を記載した書類（規則第49条第1項第3号の適用を受けようとする場合を除く。）を、規則第48条第1項に定める時期の二月前までに提出するよう求め、PWR・BWR担当において受け付けるものとする。

その内容が、ガイドを踏まえて規則第49条第1項第2号又は第3号の基準に適合していると判断した場合には、施設定期検査を受けるべき時期を承認することとする。承認した場合には、添付-14に示す様式に従って承認書を作成し、申請した設置者に対して送付する。

また、規則第55条第3項に基づく定期事業者検査の時期変更承認のうち規則第55条第1項第1号の規定に対応する定期事業者検査の時期については、同号の規定が「施設定期検査を受けるべき時期」となっていることから、施設定期検査の時期変更承認の手続きをもって足りる。

8. 保全計画の妥当性の確認

設置者から規則第46条第1項及び第2項又は第4項に基づく書類が提出された場合には、PWR・BWR担当及び原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門の品質管理担当において、ガイドを参照し、規則への適合性を検討し、保全計画の妥当性について確認する。

当委員会は、技術的な確認の結果を踏まえ、施設定期検査の判定期間を判断することとする。

添付一 1 沸騰水型発電用原子炉施設に係る施設定期検査項目

一 蒸気タービン本体及びその附属設備

	検査項目
イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査	蒸気タービン開放検査
ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査	蒸気タービン性能検査

二 発電用原子炉（沸騰水型軽水炉に限る。）及びその附属施設

発電用原子炉施設の種類	定期事業者検査に係る事項	検査項目
一 原子炉本体	1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査	クラス1 機器供用期間中検査 重大事故等クラス2 機器供用期間中検査
	2 再使用する燃料体の外観検査	燃料集合体外観検査
	3 炉心における燃料体の配置を確認する検査	燃料集合体炉内配置検査
	4 発電用原子炉の停止余裕を確認する検査	原子炉停止余裕検査
二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1 燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査	燃料取扱装置機能検査
	2 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査
三 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）	1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）第二条第二項に規定するクラス1 機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2 機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1 機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2 機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1 機器、クラス2 機器、重大事故等クラス1 機器及び重大事故等クラス2 機器の漏えい検査	クラス1 機器供用期間中検査
		クラス2 機器供用期間中検査
		重大事故等クラス1 機器供用期間中検査
		重大事故等クラス2 機器供用期間中検査
	2 主蒸気安全弁及び主蒸気逃し安全弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査	主蒸気安全弁機能検査
		主蒸気安全弁分解検査
		主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査
		主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査
	3 主蒸気隔離弁の漏えい検査及び作動検査	主蒸気隔離弁機能検査
		主蒸気隔離弁漏えい率検査
4 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	高圧注水系機能検査	
	自動減圧系機能検査	
		ディーゼル発電機、非常用炉心冷却系（高圧注水系除く）及び原子炉補機冷却系機能検査

		その他原子炉注水系ポンプ分解検査
		その他原子炉注水系主要弁分解検査
		その他原子炉注水系機能検査
	5 非常用復水器系の作動検査	非常用復水器系機能検査
	6 原子炉隔離時冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査（改良型沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）並びに原子炉隔離時冷却系の作動検査	原子炉隔離時冷却系機能検査
		原子炉隔離時冷却系機能検査（ABWR）
		原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査（ABWR）
		原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査（ABWR）
	7 原子炉補機冷却系の作動検査	ディーゼル発電機、非常用炉心冷却系（高圧注水系除く）及び原子炉補機冷却系機能検査
	8 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査	最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査
四 計測制御システム施設	1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御システム施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（計測制御システム施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（計測制御システム施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（計測制御システム施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査	クラス1機器供用期間中検査
		クラス2機器供用期間中検査
		重大事故等クラス1機器供用期間中検査
		重大事故等クラス2機器供用期間中検査
	2 制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系スクラム弁の非破壊検査並びに制御棒駆動水圧系の制御棒緊急挿入検査	制御棒駆動水圧系機能検査
		制御棒駆動機構分解検査
		制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査
	3 ほう酸水注入系の作動検査	ほう酸水注入系機能検査
4 安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下「安全保護系等」という。）並びに原子炉冷却材再循環ポンプトリップ系の作動検査	安全保護系設定値確認検査	
	原子炉保護系インターロック機能検査	
	重大事故時安全停止回路機能検査	
5 事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査	プラント状態監視設備機能検査	
6 制御用空気圧縮系の作動検査	制御用空気圧縮系機能検査	
五 放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物処理系の作動検査	気体廃棄物処理系機能検査
六 放射線管理施設	1 プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査	プロセスモニタ機能検査
		エリアモニタ機能検査
	2 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査	中央制御室非常用循環系機能検査
		緊急時制御室非常用循環系機能検査
		緊急時対策所非常用循環系機能検査
	中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	

		緊急時制御室非常用循環系フィルター性能検査
		緊急時対策所非常用循環系フィルター性能検査
	3 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査	中央制御室の居住性確認検査 緊急時制御室の居住性確認検査 緊急時対策所の居住性確認検査
七 原子炉格納施設	1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査	クラス2機器供用期間中検査
		重大事故等クラス1機器供用期間中検査
		重大事故等クラス2機器供用期間中検査
	2 原子炉格納容器の漏えい率検査	原子炉格納容器漏えい率検査
	3 原子炉建屋の気密性能検査	原子炉建屋気密性能検査
	4 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査	原子炉格納容器隔離弁機能検査
		原子炉格納容器隔離弁分解検査
		主蒸気隔離弁機能検査
	5 原子炉格納容器真空破壊弁の作動検査	原子炉格納容器真空破壊弁機能検査
	6 原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査	原子炉格納容器安全系機能検査
原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査		
原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
7 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査	可燃性ガス濃度制御系機能検査	
	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	
8 圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査	圧力逃がし系作動検査	
	圧力逃がし系フィルター性能検査	
9 放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査	放射性物質濃度制御系作動検査	
	放射性物質濃度制御系フィルター性能検査	
10 原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査	原子炉格納容器循環系フィルター性能検査	
八 非常用電源設備	1 非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査	非常用ディーゼル発電機分解検査
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機分解検査
		（非常用・高圧炉心スプレイ系）ディーゼル発電機定格容量検査
		ディーゼル発電機、非常用炉心冷却系（高圧注水系除く）及び原子炉補機冷却系機能検査
		その他非常用発電装置の分解検査
	その他非常用発電装置の機能検査	
2 直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査	直流電源系機能検査	
	直流電源系作動検査	

三 蒸気タービン本体及びその附属設備並びに発電用原子炉及びその附属施設

	検査項目
その他原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項	—

四 蒸気タービン本体及びその附属設備並びに発電用原子炉及びその附属施設（非常用電源設備を除く。）

	検査項目
通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項	総合負荷性能検査

添付－2 加圧水型発電用原子炉施設に係る施設定期検査項目

一 蒸気タービン本体及びその附属設備

	検査項目
イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査	蒸気タービン開放検査
ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査	蒸気タービン性能検査

二 発電用原子炉（加圧水型軽水炉に限る。）及びその附属施設

発電用原子炉施設の種類	定期事業者検査に係る事項	検査項目
一 原子炉本体	1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査	クラス1機器供用期間中検査 重大事故等クラス2機器供用期間中検査
	2 再使用する燃料体の外観検査	燃料集合体外観検査
	3 炉心における燃料体の配置を確認する検査	燃料集合体炉内配置検査
	4 発電用原子炉の停止余裕を確認する検査	原子炉停止余裕検査
二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1 燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査	燃料取扱装置機能検査
	2 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査
三 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）	1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査	クラス1機器供用期間中検査
		クラス2機器供用期間中検査
		重大事故等クラス1機器供用期間中検査
		重大事故等クラス2機器供用期間中検査
		蒸気発生器伝熱管体積検査
		蒸気発生器伝熱管変形検査
	2 加圧器安全弁及び加圧器逃がし弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査	加圧器安全弁機能検査
		加圧器安全弁漏えい検査
		加圧器安全弁分解検査
		加圧器逃がし弁機能検査
		加圧器逃がし弁漏えい検査
	加圧器逃がし弁分解検査	
	3 加圧器逃がし弁元弁の作動検査	加圧器逃がし弁元弁機能検査
	4 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし弁の漏えい検査及び作動検査	主蒸気安全弁機能検査
主蒸気安全弁漏えい検査		
主蒸気逃がし弁機能検査		
主蒸気逃がし弁漏えい検査		
5 主蒸気隔離弁の作動検査	主蒸気隔離弁機能検査	
6 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査	非常用炉心冷却系機能検査	
	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	

		その他原子炉注水系ポンプ分解検査
		その他原子炉注水系主要弁分解検査
		その他原子炉注水系機能検査
	7 原子炉補機冷却系の作動検査	原子炉補機冷却系機能検査
	8 補助給水系ポンプの非破壊検査及び補助給水系の作動検査	補助給水系機能検査 補助給水系ポンプ分解検査
	9 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査	最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査
四 計測制御システム施設	1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御システム施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（計測制御システム施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（計測制御システム施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（計測制御システム施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査	クラス1機器供用期間中検査
		クラス2機器供用期間中検査
		重大事故等クラス1機器供用期間中検査
		重大事故等クラス2機器供用期間中検査
	2 制御用空気圧縮系の作動検査	制御用空気圧縮系機能検査
	3 制御棒駆動系の制御棒緊急挿入検査	制御棒駆動系機能検査
	4 ほう酸ポンプの非破壊検査及びほう酸注入機能を有する設備の作動検査	ほう酸ポンプ分解検査 ほう酸ポンプ機能検査
5 安全保護系等の作動検査	安全保護系機能検査	
	安全保護系設定値確認検査	
	重大事故時安全停止回路機能検査	
6 事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査	プラント状態監視設備機能検査	
五 放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物処理系の作動検査	気体廃棄物処理系機能検査
六 放射線管理施設	1 プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査	プロセスモニタ機能検査
		エリアモニタ機能検査
	2 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査	中央制御室非常用循環系機能検査
		緊急時制御室非常用循環系機能検査
		緊急時対策所非常用循環系機能検査
		中央制御室非常用循環系フィルター性能検査
		緊急時制御室非常用循環系フィルター性能検査
	3 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査	緊急時対策所非常用循環系フィルター性能検査
		中央制御室の居住性確認検査
緊急時制御室の居住性確認検査 緊急時対策所の居住性確認検査		
七 原子炉格納施設	1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するも	クラス2機器供用期間中検査

	のに限る。以下この号において同じ。)、重大事故等クラス1機器(原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。)、重大事故等クラス2機器(原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。))及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査	重大事故等クラス1機器供用期間中検査
		重大事故等クラス2機器供用期間中検査
	2 原子炉格納容器の漏えい率検査	原子炉格納容器全体漏えい率検査 原子炉格納容器局部漏えい率検査
	3 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査	原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器隔離弁分解検査
	4 原子炉格納容器真空逃がし弁の作動検査	原子炉格納容器真空逃がし弁機能検査
	5 原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査	原子炉格納容器安全系機能検査 原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 原子炉格納容器安全系主要弁分解検査
	6 アイスコンデンサの冷却性能検査	アイスコンデンサ機能検査
	7 圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査	圧力逃がし系作動検査 圧力逃がし系フィルター性能検査
	8 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査 原子炉格納容器水素再結合装置機能検査
	9 放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査	アニュラス循環排気系機能検査 アニュラス循環排気系フィルター性能検査
	10 原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査	原子炉格納容器循環系フィルター性能検査
八 非常用電源設備	1 非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査	非常用ディーゼル発電機分解検査 非常用予備発電装置機能検査(ディーゼル発電機定格容量検査) 非常用予備発電装置機能検査(ディーゼル発電機の作動検査) その他非常用発電装置の分解検査 その他非常用発電装置の機能検査
	2 直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査	直流電源系機能検査 直流電源系作動検査

三 蒸気タービン本体及びその附属設備並びに発電用原子炉及びその附属施設

	検査項目
その他原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項	—

四 蒸気タービン本体及びその附属設備並びに発電用原子炉及びその附属施設(非常用電源設備を除く。)

	検査項目

通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項	総合負荷性能検査
---------------------------------	----------

添付－3 施設定期検査申請書の様式

施設定期検査申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の規定により次のとおり施設定期検査を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	
検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号	
検査を受けようとする期日	

(手数料 〇〇円)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

添付－4 定期事業者検査要領書確認管理表

〇〇発電所第〇号機第〇回 定期事業者検査要領書確認管理表

No.	施設定期検査項目	定期事業者検査項目	検査状況	対象識別	確認年月日	確認者氏名	検査範囲整合性			コメント 修正内容	コメント 有無	要領書 修正有無
							設備概要	添付図	その他			
1	要領書番号： [検査名]	事業者要領書番号： [検査名]	□終了									
2	要領書番号： [検査名]	事業者要領書番号： [検査名]	□終了									
3	要領書番号： [検査名]	事業者要領書番号： [検査名]	□終了									
4	要領書番号： [検査名]	事業者要領書番号： [検査名]	□終了									

添付ー5 定期事業者検査要領書確認コメント表

上席原子力 専門検査官

定期事業者検査要領書確認コメント表

検査項目	規制庁からのコメント	設置者からの回答	事業者要領書 変更の有無	変更理由	変更箇所	変更内容

添付－6 施設定期検査進捗管理表

〇〇発電所第〇号機第〇回 施設定期検査進捗管理表

No.	施設定期検査項目	定期事業者検査項目	検査年月日	検査官氏名	立会有無	対象とした定期事業者検査の実施年月日	検査範囲整合性			前回検査所見対応	今回検査所見有無	終了確認	上席原子力専門検査官確認年月日及び氏名
							成績書	定事検査要領書	定事検査成績書				
1	要領書番号:	事業者要領書番号:									□終了		
	[検査名]	[検査名]											
2	要領書番号:	事業者要領書番号:									□終了		
	[検査名]	[検査名]											
3	要領書番号:	事業者要領書番号:									□終了		
	[検査名]	[検査名]											
4	要領書番号:	事業者要領書番号:									□終了		
	[検査名]	[検査名]											

添付一7 施設定期検査実施要領書の様式

〇〇株式会社
〇〇発電所第〇号機
第〇回 施設定期検査実施要領書

施設名：蒸気タービン又は規則第47条の区分で記載

検査名：本文書の添付一1又は2の検査項目名を記載

要領書番号：

平成 年 月

原子力規制委員会

改訂履歴

〇〇株式会社 〇〇発電所第〇号機
第〇回施設定期検査実施要領書

施設名 : 〇〇〇〇
検査名 : 〇〇〇〇検査
要領書番号 :

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由

I 検査目的

本検査は、〇〇株式会社が実施する〇〇発電所第〇号機の定期事業者検査に立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより、実用発電用原子炉施設が実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）の規定に適合することを確認するものである。

II 検査対象範囲

検査対象の機器及び構造物の名称を記載。

III 検査方法

実用発電用原子炉施設に係る施設定期検査に関する運用要領「立会・記録確認における基本的な着眼点」を踏まえて、〇〇株式会社の〇〇検査に立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより、次の事項を確認するとともに、IIの検査対象範囲の発電用原子炉施設が技術基準第〇条第〇項の規定に適合することを確認する。

1. 定期事業者検査要領書の適切性
2. 定期事業者検査の検査要員の適切性
3. 定期事業者検査の検査用機器の適切性
4. 定期事業者検査の検査内容の適切性
5. 定期事業者検査の検査結果の判定の適切性
6. 技術基準適合性

IV 検査成績書

別紙のとおり。

添付一 8 立会・記録確認における基本的な着眼点

以下は、施設定期検査項目に共通する基本的な着眼点をまとめたものであり、個別の検査項目において必ずしも確認する必要のない項目も含まれることから、検査の目的が達せられるように、状況に応じて立会・記録確認を行うこと。

1. 定期事業者検査要領書の適切性

(1) 検査目的、対象範囲が適切に定められているか。

- ・ 確認すべき技術基準条文を明確にしているか。
- ・ 検査対象範囲は、定期事業者検査全体として漏れなく設定されているか。（技術基準の対象条文に対し、適合性の一部を確認する検査の場合、関連する検査とあいまって適合性が確認できるようになっているか。）
- ・ 検査対象が保全計画と整合しているか。

(2) 定期事業者検査全体の工程のなかで、当該検査の実施時期は適切か。

- ・ 定期事業者検査全体の工程のなかで、関連する検査等を踏まえた検査時期となっているか。
- ・ 検査実施にあたって運転管理上の条件を満たせるように時期を設定しているか。

(3) 判定基準の根拠が適切で、かつ、明確に定められているか。

- ・ 判定基準は、技術基準の要求を踏まえ、法第43条の3の9又は第43条の3の10の工事計画（変更）認可申請書又は同届出書に記載されている当該性能・機能に係る数値、同法第43条の3の5第2項の原子炉設置（変更）許可申請書に記載されている当該性能・機能に係る数値、同法第43条の3の24第1項の保安規定に記載されている当該性能・機能に係る数値、又は適用可能な規格等によるものであるか。

(例) ・ポンプ等の流量や揚程等の判定基準を明確にしているか。

- ・ （機能要求を満たす状態に到達するまでの）動作時間の判定基準を明確にしているか。
 - ・ 振動・異音・異臭等の動作状態の異常を確認することとしているか。
 - ・ 燃料、潤滑油及び冷却水に想定外の漏れがないことを確認しているか。
 - ・ 定格出力でプラントの運転状態が安定していることを確認することとしているか（総合負荷・タービン性能検査）
 - ・ 定熱運転の場合、健全性評価での発電設備の電気出力の上限値が発電機出力の制限値となっているか（総合負荷・タービン性能検査）
- ・ 実際の機能要求時の条件で検査を実施できない場合等、判定基準を上記によらずに

定めている場合、その根拠が技術的及び経験的に適切か。

- (例) ・定格流量試験不可能の場合（ミニマムフロー）の妥当性及び評価方法は妥当か。
- ・QHカーブ評価ができない場合の評価方法は妥当か。
 - ・ポンプのQH曲線等は、改造等による更新及び再レビューの必要がないか確認しているか。

- ・施設定期検査申請書の添付書類に記載している規則第46条第2項第5号に規定する判定方法（同項の一定の期間を含む。）のとおり、設定している一定の期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定することとしているか。

(4) 検査開始前に適切な確認を行っているか。

- ・検査を実施するにあたり終了しておくべき点検・検査等（不適合に係る処置を含む。）が終了していることを確認することとしているか。
- ・検査に関連する警報についての警報テストをすることとしているか。
- ・実際の機能要求時の条件で検査を実施できない場合には、判定基準と合わせて、適切な条件設定での検査としているか。

(5) 検査方法は適切か。

- ・試験回路（試験用の起動信号のロジック回路等）及び試験ループ（系統構成等）は検査目的に照らして適切か。
- ・実際の機能要求時の条件で検査を実施できない場合には、判定基準と合わせて、適切な条件設定の検討がなされているか。
- ・全数検査でない場合、サンプリング方法が適用可能な規格等により適切に定められているか。

(6) 適切に測定及び記録が行われているか。

- ・検査データの測定時期、測定ポイント及び必要に応じ計算等の処理を明確にしているか。

(例) ・出力波形からの時間計測方法（プログラム）の妥当性を確認しているか。（PWR制御棒駆動系機能検査）

- ・スクラム時間について圧力補正の方法を定めているか、その圧力補正方法は起動試験・工場試験等のデータを用いる等適切なものか（BWR制御棒駆動水圧系機能検査）
- ・判定基準に係る検査データ以外に、判定するうえで間接的に影響を与える運転パラメータ等を確認し、記録することとしているか。

- (例) ・ 検査対象ポンプの補機の動作確認を行っているか。
・ ポンプ付属の重要補機のインターロック機能及び運転状態の確認を適切に行っているか。
・ 運転中のバルブ温度の確認及び運転中動作回数の確認を適切に行っているか。
(弁動作検査)

(7) これまでの検査の反映等、適切なプロセスで行われているか。

- ・ 社内規定に基づき適切に定められているか。
- ・ これまでの検査及び他プラントでの経験（事故及び故障並びに当委員会からの指示事項を含む。）を必要に応じて反映しているか。

2. 定期事業者検査の検査要員の適切性

- ・ 検査実施のために必要な資格を明確化しているか。
- ・ 要求される資格を有する検査員を配置しているか。
- ・ 検査の種類に応じ、適切な専門性及び経験を有する要員を配置しているか。
- ・ 検査要員を必要な場所に、必要な人数、必要な期間配置しているか。

3. 定期事業者検査の検査用機器の適切性

- ・ 検査用機器・計器の精度は、検査の目的及び判定基準等に照らして適切に測定できるものか。（ループを構成するものはループ全体としての精度として整理されているか。）
- ・ 検査用機器・計器は定期事業者検査要領書どおりのものを使用しているか。
- ・ 所要の校正・適切性確認を行った検査用機器・計器を適切に使用しているか。

4. 定期事業者検査の検査内容の適切性

- ・ 最新の定期事業者検査要領書が検査関係者に周知されているか。
- ・ 最新の要領書に従って確実に検査を実施しているか。特に、定期事業者検査要領書で定めている検査対象と一致していることの確認を、現場で確実にしているか。
- ・ 測定データを適切に読みとり、処理及び記録しているか。処理にあつては、判定基準との関連で、有効桁数の処理が適切か。
- ・ インターロック等のジャンパー及びリフトが適切に管理されているか。

5. 定期事業者検査の検査結果の判定の適切性

- ・ 検査結果を定期事業者検査要領書の判定基準に照らして適切に判定しているか。
- ・ 不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った適切な対応が行われているか。

添付ー9 施設定期検査コメント表

上席原子力 専門検査官

施設定期検査コメント表

No.	検査名	検査日	検査官	設置者	気付き事項(質問等)	設置者回答

添付－10 施設定期検査成績書の様式

別紙

〇〇株式会社
〇〇発電所第〇号機
第〇回 施設定期検査成績書

施設名：蒸気タービン又は規則第47条の区分で記載

検査名：本文書の添付－1又は2の検査項目名を記載

要領書番号：

平成 年 月

原子力規制委員会

1. 検査を受けた発電所及びユニット：〇〇発電所第〇号機

2. 検査年月日：

3. 検査官：原子力施設検査官 署名及び押印

原子力施設検査官 署名及び押印

4. 設置者の当該定期事業者検査に係る責任者：役職名の記載、署名及び押印

5. 検査の対象：技術基準適合性を確認した機器及び構造物の名称を記載。

6. 検査結果

6-1. 技術基準適合性：

定期事業者検査単位等で分割して成績書を作成した場合は、その範囲を合わせて記載しておくこと。

6-2. 検査対象の良否判定

継続 終了 (前回施設定期検査における所見のうち、施設定期検査でフォローすべきもの あり なし)

要領書番号：

検査対象	カテゴリ	検査項目	検査方法	検査年月日	立会区分	適切性 確認区分	判定結果	検査官 氏名	特記事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ここまでの範囲は、施設定期検査開始前までに 記載し保全計画と照合しておくこと。 </div>					<input type="checkbox"/> 立会 <input type="checkbox"/> 記録	<input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ー		
					<input type="checkbox"/> 立会 <input type="checkbox"/> 記録	<input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ー		
					<input type="checkbox"/> 立会 <input type="checkbox"/> 記録	<input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ー		
					<input type="checkbox"/> 立会 <input type="checkbox"/> 記録	<input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ー		
					<input type="checkbox"/> 立会 <input type="checkbox"/> 記録	<input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ー		
備考： <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 本欄は必要に応じて作成 </div>									

6－3. 検査の適切性

- ・ 定期事業者検査要領書の適切性
- ・ 定期事業者検査の検査要員の適切性
- ・ 定期事業者検査の検査用機器の適切性
- ・ 定期事業者検査の検査内容の適切性
- ・ 定期事業者検査の検査結果の判定の適切性

(別添参照)

別 添

施設定期検査における確認項目（例）

要領書番号：
検査年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

検査項目	〇〇分解検査	チェック欄 (-:該当なし)	
共通事項	検査要領書	<ul style="list-style-type: none"> 検査要領書が適切に制定又は改訂されていること。 事前確認した版と相違している場合は、変更箇所を確認していること。 検査目的に当該検査で確認すべき技術基準の条項を明示していること。 判定基準の根拠が適切で、かつ、明確に定められていること。 検査対象が保全計画と整合していること。 検査対象範囲は関係する他の検査とあいまって、技術基準適合性がもれなく確認できるよう設定されていること。 要領書の本文記載の検査対象範囲が、要領書添付資料（設備概要、検査範囲図、試験系統図等）の検査対象範囲と整合していること。 定期事業者検査の全体工程の中で、当該検査の適切な実施時期を設定していること。 	□良 □否 □-
	検査要員	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施のために必要な資格を明確化していること。 要求される資格を有する検査員を配置していること。 検査の種類に応じ、適切な専門性及び経験を有する要員を配置していること。 検査要員を必要な場所に、必要な人数、必要な期間配置していること。 	□良 □否 □-
	検査用機器	<ul style="list-style-type: none"> 結果の判定に影響する検査用機器・計器の精度は、検査の目的、判定基準等に照らして適切であること。（ループを構成するものはループ全体としての精度として整理されていること。） 検査用機器・計器は検査要領書どおりのものを使用していること。 所要の校正・適切性確認を行った検査用機器・計器を使用していること。 	□良 □否 □-
	検査内容	<ul style="list-style-type: none"> 最新の要領書に従って検査を実施していること。 検査要領書で定めている検査対象と被検査物が一致していることを確認していること。 検査開始前に適切な確認（必要な点検の終了、検査条件の成立等）を行っていること。 試験回路、系統構成等は要領書どおりで、検査目的に照らして適切であること。 検査データの測定時期及び測定点は、要領書どおりで適切であること。 サンプリングを適用する場合は、適切な根拠に基づく方法であること。 測定データの有効桁数の処理にあつては、判定基準との関連が適切であること。 インターロック等のジャンパー、リフトが適切に管理されていること。 	□良 □否 □-
	検査結果の判定	<ul style="list-style-type: none"> 検査結果を検査要領書の判定基準に照らして適切に判定していること。 不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った対応が行われていること。 	□良 □否 □-
個別事項	検査要領書	□良 □否 □-	
	検査要員	□良 □否 □-	
	検査用機器	□良 □否 □-	
	検査内容		□良 □否 □-
		「個別事項」及び「特別事項」 の確認項目は、検査項目毎に 作成する。	□良 □否 □-
			□良 □否 □-
	検査結果の判定	□良 □否 □-	
	□良 □否 □-		
特別事項	指示文書	□良 □否 □-	
	指示文書	□良 □否 □-	

6-4. 検査の所見

要領書番号：

検査年月日：平成 年 月 日

区分	所 見 (所見番号：)		
<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	該当項目 (複数チェック可)	<input type="checkbox"/> 検査要領書の適切性 <input type="checkbox"/> 検査用機器の適切性 <input type="checkbox"/> 結果の判定の適切性	<input type="checkbox"/> 検査要員の適切性 <input type="checkbox"/> 検査内容の適切性 <input type="checkbox"/> 技術基準の適合性
	所見内容： (所見がない場合は、作成不要。) 記載上の注意点 (運用内規添付-11所見記載の考え方参照) ・対象となる技術基準や規格基準類等の要求事項 ・技術的な問題点か、品質管理上の問題点かの別を明確にする ・問題点の事実関係と問題とした理由 ・検査継続可否・判定への影響 ・技術基準適合性「良」とした場合にとった問題点への対応内容 ・運転管理上の問題は、事実関係概要と保安検査官への引継ぎ事項 ・品質管理上の問題点については、定期安管審等に引継ぐための事実関係 等		
①フォローアップ方法： <input type="checkbox"/> 施設定期検査 <input type="checkbox"/> 定期安全管理審査 <input type="checkbox"/> 保安検査 ②フォローアップの時期：(施設定期検査選択時のみ) <input type="checkbox"/> 今回定期事業者検査期間中 <input type="checkbox"/> 当該検査期間中に確認済みである <input type="checkbox"/> 次回当該号機定期事業者検査以降(第__回施設定期検査期間中) <input type="checkbox"/> 他号機定期事業者検査(第__号機第__回施設定期検査期間中) <input type="checkbox"/> その他() ③所見の発生理由：(複数チェック可) <input type="checkbox"/> 繰り返し発生し、改善されてない <input type="checkbox"/> 運転管理の観点から問題である <input type="checkbox"/> 品質管理の観点から問題である <input type="checkbox"/> 保守管理の観点から問題である <input type="checkbox"/> その他()			

区分A：技術基準適合性を判断するための判定結果が否となった場合

区分B：技術基準適合性の判定ができない場合

区分C：技術基準適合性の判定結果は良だが、フォローアップを必要とする場合

区分D：技術基準適合性の判定に影響しないが、フォローアップを必要とする場合

当該事業者検査 検査実施責任者 確認欄

所見内容について確認しました。

平成 年 月 日

役職名 (代行の場合は、"代行"を明記)

署 名

印

6-5. 関連文書リスト

No	文書名	文書番号 (制定日又は改定日)	備考

6-6. 前回施設定期検査における所見への対応状況

要領書番号：

検査年月日：平成 年 月 日

	状 況 (所見番号：)
前回 所見	要領書番号： 検査年月日：平成 年 月 日
	(いつ、だれが(何が)、何を、どの様に、どうしたのか)
今回確認 した設置 者の対応 状況	(いつ、だれが(何が)、何を、どの様に、どうしたのか)
フォロー 状況	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 継続 (継続の場合、以下の項目をチェックすること。) ①フォローアップ方法： <input type="checkbox"/> 施設定期検査 <input type="checkbox"/> 定期安全管理審査 <input type="checkbox"/> 保安検査 ②フォローアップの時期：(施設定期検査選択時のみ) <input type="checkbox"/> 今回定期事業者検査期間中 <input type="checkbox"/> 次回当該号機定期事業者検査以降(第____回施設定期検査期間中) <input type="checkbox"/> 他号機定期事業者検査(第____号機第____回施設定期検査期間中) <input type="checkbox"/> その他() ③フォローアップを必要とする理由：(複数チェック可) <input type="checkbox"/> 対応が不十分であり、改善されていない <input type="checkbox"/> その他()

前回の施設定期検査における所見のうち、施設定期検査でフォローすべきものの有無は、6-2に記載。有りとなった場合、本紙を追加する。

7. 確認した定期事業者検査

〇〇株式会社〇〇発電所 第〇号機 第〇回定期事業者検査

検査名：〇〇検査「定期事業者検査要領書番号」

添付－11 所見記載の考え方

所見は、技術基準適合性に影響を与え得る問題点について記載することとし、影響を与えない要領書の誤記及び細かな事業者の運用方法については記載しないこととする。

技術基準適合性に影響を与え得る問題点としては、検査方法及び内容が技術的に問題なもの（直接的に影響を与え得る事項）と、品質管理等が問題なもの（間接的に影響を与え得る事項）が考えられる。所見の記載に当たっては、対象となる技術基準や規格基準類等の要求事項を明確にしたうえで、技術的な問題点か、品質管理的な問題点かの別を明確にすることとする。

所見は、問題点の事実関係、当該問題点を採り上げた理由並びに当該問題点が検査の継続及び判定に与える影響について漏れなく簡潔に記載することとする。特に、技術基準適合性を良とした場合における当該問題点への対応について明確にすること。

また、運転管理上の問題点については、速やかに現地事務所の保安検査官に連絡して対応を引き継ぐものとし、事実関係の概要と保安検査官への引き継ぎ状況を所見に記載することとする。同様に、品質管理上の問題点についても、定期安全管理審査、保安検査等において原因分析及び是正処置等の妥当性確認を行うこととし、問題点の事実関係等を簡潔に所見に記載することとする。

添付－12 検査報告書の様式

年月日

検 査 報 告 書

原子力規制委員会 殿

原子力施設検査官 ○○ ○○

環境技官 ○○ ○○

私達は命により、○○株式会社から施設定期検査申請のあった○○発電所第○号機（検査対象施設名）に対し、[年号]○年○月○日から○月○日に検査を行いましたので、その結果を報告します。

添付－13 施設定期検査終了証の様式

施設定期検査終了証

番 号

(事業者名)

(代表者役職名及び氏名) 殿

[年号]〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請がありました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の規定に基づく施設定期検査に係る発電用原子炉施設については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第53条第1項の規定に基づき、[年号]〇年〇月〇日に施設定期検査を終了したと認めます。

[年号] 年 月 日

原子力規制委員会

添付－14 時期変更の承認書の様式

番 号
年月日

〇〇株式会社
(代表者役職名及び氏名) 殿

原子力規制委員会

〇〇発電所第〇号機に係る施設定期検査時期変更承認について

[年号]〇年〇月〇日付け〇〇〇号をもって申請がありました上記の件については、
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第49条第1項第2号(第3号)の規定に基づき、
施設定期検査を行うべき時期の期限を[年号]〇年〇月〇日と定め、承認
します。